

# 生徒心得

本校生徒は、本校の教育方針に則り次に掲げる生徒心得、その他の諸規定の精神をよく理解し実行に励み、人格の完成に努めると共により良き学校の建設に心掛けねばならない。

## 校内生活

- 1 服装は規程に従い、質素を旨とし華美に流れることなく常に高校生としての品位を保ち、清潔に心掛けること。
- 2 校舎内では指定の履き物（上履き、体育館シューズ）を使用すること
- 3 校内において火気を使用することはできない。但し、やむを得ず使用しなければならないときは、係の先生に連絡の上、指示を受けてから使用すること。（尚、冬季ストーブ使用規定については別に定める。）
- 4 登校後、授業終了まで外出しない。やむを得ず外出するときは、担任に申し出てから生徒指導部の許可を得て外出許可書を携行すること。昼食も全員校内で食べること。
- 5 下校は18時30分までにすること。
- 6 生徒相互間の金銭・物品の貸借はしないこと。また、金品を募集したり、物品の売買も禁止する。
- 7 遺失物・拾得物は、直ちに担任、又は厚生係の先生に届けること。
- 8 校内の施設や校具を使用する場合は、顧問又は係の先生の許可を受け、使用後は必ず整理整頓し元通りにして終了の連絡をすること。
- 9 校舎や校具を万一誤って破損・亡失したときは、直ちに担任・厚生係の先生に届けること。この場合、その一部、又は全部を金銭で弁償しなければならないことがある。
- 10 部室の使用は部活動の時間帯だけとし、通常は必ず施錠をして用具の紛失、盗難の予防に努めること。
- 11 校内に掲示・陳列及び出版、印刷物の配付等をする場合は、あらかじめ生徒指導部長の許可を受けること。掲示はすべて所定の場所にし、掲示期間を過ぎたときは、責任者がその後始末をすること。許可無く掲示した場合は没収する。
- 12 更衣は所定の場所で行い、各自盗難予防に注意すること。各ホームの貴重品袋を活用すること。
- 13 グループ、サークル、同好会などの組織活動を行う場合は、学校に届け出てその許可を受けること。
- 14 校舎の内外は、常に清潔整頓に注意し、校内の美化、衛生に努め、清掃は責任を持って行うこと。さらに、部室も同じように美化に努めること。
- 15 登校、下校の際は、必ず掲示板を見ること。又ホーム・ルームや校内放送を通じての伝達事項に注意し、校内の行事や諸活動に協力すること。
- 16 携帯電話・スマートフォン等は学校敷地内で電源を切り、使用を禁止する。
- 17 携帯電話・スマートフォン等のカメラ機能で勝手に人の写真を撮ったり、撮った写真を貼ったりしてはならない。また、メール・SNS・インターネット掲示板を利用して他の人を誹謗や中傷する「ネットいじめ」は、他のいじめと同様に決して許されるものではないので、絶対に関わらないこと。

## 通 学

- 1 交通ルール、マナーを守り、他の通行の妨げとならないようにする。
- 2 徒歩通学は、1～2列の右側通行を励行し、危険な歩行をしないこと。
- 3 自転車通学は、学校よりおよそ1 km 以遠とし、必ず生徒指導部に届け出て「許可番号シール」の交付を受ける。通学用の自転車には、必ず許可シールを貼付すること。また、自転車保険には必ず加入しておくこと。
- 4 自転車の運転は、必ず1列で左側通行を励行し、危険な乗り方や、傘さし運転、2人乗りはしないこと。また、携帯電話やスマートフォン等を操作しながら、イヤホン装着しながらの運転も厳禁とする。
- 5 電車・バス通学は、車内マナーを守り、他の乗客の迷惑にならないよう注意すること。
- 6 電車・バスで通学する者及び下宿する者は、所定の用紙により届け出て許可を取ること。
- 7 自家用車による送迎の場合、交通の妨げや周辺住民の迷惑にならないよう、定められた場所で車の乗降を行うこと（しおり P27 の(3)の図を参照のこと）また、始業間際の送迎は避け、早めに登校すること。

## 校 外 生 活

- 1 校外においても八鹿高校生としての自覚を持ち、社会的ルールを守り、他の模範となるべく行動すること。
- 2 ホーム又は部、同好会で行う野外活動、集会については、あらかじめ所定の様式により願い出て、学校長の許可を得て行うこと。その際、必ず本校教員が付き添って実施し、宿泊を伴う場合には所定の用紙で「保護者承諾書」を提出すること。
- 3 外出の際は、行き先、帰宅時間を家人に予告し、22時以降の外出は慎むこと。また、生徒同士の外泊は厳禁する。
- 4 飲酒、喫煙、薬物乱用は絶対にしないこと。なお、加熱式たばこや電子たばこの所持・使用、20歳以上を対象としたノンアルコール飲料の飲用なども禁止。また、不健全娯楽施設（パチンコ店など）への出入りも禁止する。
- 5 原付・オートバイについては「三ない運動（免許を取らせない、買わせない、運転させない）」の精神に基づいて、在学中の免許取得を禁止する。なお、自動車教習所への入所は、3年生で進路が内定した生徒に対し指示する期間のみ許可する。その際、必要な届出をして学校長の同意書を得ること。
- 6 アルバイトは、原則として禁止する。但し、経済的理由等により必要が生じた時は、担任に相談し、所定の用紙で生徒指導部に届け出て、学校長の承認を得ること。
- 7 男女交際は、相互に人格を尊重し合い、仮にも他人から誤解されるような行動をとらないこと。

# 服装に関する規定

第1条 この規定は、本校生が高校生として服装を保ち、自覚と誇りをもって学校生活を送るために設けたものである。

第2条 男子の服装は、次の通りとする。

- (1) 冬の制服は、黒の詰め襟、標準型の学生服とする。前部を校章入り金ボタンで止め、襟章は右側に校章、左側に学年章をつける。
- (2) 夏の制服は、白のカッターシャツとし、長袖・半袖共本校が指定した校章入りのものとする。シャツの裾は必ずズボンの中に入れること。
- (3) 靴下は、白が望ましい。
- (4) 髪は、端正にし、奇抜な髪型、パーマ、染色、加工をしてはいけない。

第3条 女子の服装は、次の通りとする。

- (1) 冬の制服は、様式第1号とし、スカート丈はひざにかかる程度とする。スカートの代わりに本校指定のストラックスを着用してもよい。上着の左襟に校章をつけ、上着の下は、様式第2号のブラウスとする。ブラウスには、本校指定のひもネクタイを使用する。
- (2) 夏の制服は、様式第2号・3号とする。ブラウス、開襟シャツいずれも本校が指定した校章入りのものとする。シャツやブラウスの裾は必ずスカート又はストラックスの中に入れること。ブラウスには、本校指定のひもネクタイを使用する。
- (3) 靴下は紺または黒が望ましい。ストッキングは、ベージュ又は黒とする。
- (4) 髪は、自然なものとし、パーマ、染色、加工をしてはいけない。

第4条 制服の着用期間は、原則として次の通りとする。

冬服は、10月1日～5月31日。

夏服は、6月1日～9月30日。

第5条 通学カバン・通学靴は、高校生としてふさわしいものを使用する。

第6条 体育に関する服装と体育館シューズは、本校が指定したものとする。また、校内で使用する上履きも本校指定のものとする。

第7条 防寒着は、高校生らしい質素なものとする。

第8条 化粧品に類するものは禁止する。また、アクセサリなどで装飾することも禁止する。

第9条 前各条に規定する以外の服装をするときは、その理由を付した異装届を提出し、学校の許可を得なければならない。

第10条 前各条にない事項については、第1条の趣旨に沿ったものを購入し、疑問のあるときは学校に問い合わせること。

第11条 本規定は、令和4年4月1日より適用する。

## 付 則

### 1 女子服装様式第1号

- ①上衣は、背広型（シングル、三つボタン、胸ポケットなし）とする。
- ②下衣は、スカート（ボックスプリーツ前後2本あて）又はストラックスとする。
- ③色は黒とする。

### 2 女子服装様式第2号

- ①上着は、ブラウス（ショールカラー丸襟）とする。
- ②下衣は、様式第1号のスカート又はストラックスを兼用する。

### 3 女子服装様式第3号

- ①上衣は、白の半袖開襟（カフスは折り返し）とする。
- ②下衣は、様式第1号のスカート又はストラックスを兼用する。

◎男女ともに、指定の標準服以外のものを購入またはもらい受けをしないこと。また違反の加工をしないこと。

## 服装規定細則

### 1 男子学生服標準型の規定

日被連認証マーク入りの標準型学生服とする。

(1) 上衣は、学生服を加工して、丈の長いもの、短いものや、センターベンツ、サイドベンツのあるもの、ウエストをしぼったものの着用を禁止する。また、襟丈が極端に高いもの、低いものは禁止する。

(2) ズボンは、ノータック又はワンタックのストレート型とする。裾すぼみ、裾広がり、腰から臀部にかけて膨らんでいるもの、無用のタックのあるもの、ベルト止めの異形のもの禁止する。また、ベルトは黒・茶などの標準ベルトを着用し、極端に太いもの、細いものは禁止する。

### 2 女子制服の規定

(1) 上衣は、丈の長いもの、短いもの、ウエストを極端にしぼったものは禁止する。

(2) スカートの丈は、ひざにかかる程度とする。

3 シャツ、ブラウスの裾は、ズボン又はスカートの中に入れる。

4 夏の制服(シャツ、ブラウス)のインナーシャツは白を基本とし、目立たないものを着用する。

### 5 防寒着について

(1) 防寒着は、コート、ウインドブレーカーの類とする。

(2) 防寒着を着用する場合は、色・型・素材とも高校生らしい質素なものとする。

6 防寒用として、セーター類やマフラー、レッグウォーマーを着用してもよい。ただし、セーター類は制服の上から見えないようにし、マフラーやレッグウォーマーなど防寒具は登下校時以外は使用しない。

7 口紅、リップクリーム(有色)、マニキュアなど化粧に類するものは禁止する。また、リボン、ヘアバンド、ピアス、ペンダント、イヤリング、指輪などアクセサリーも禁止する。

8 雨天、降雪時は、長靴、スノトレを着用してもよい。

9 雨天、降雪時の自転車通学の場合は、必ず雨合羽を着用し、傘さし運転を禁止する。

10 本細則は、令和4年4月1日より適用する。